

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱(平成26年4月1日 施行)に基づき、藤井寺市が発注する公共工事等の契約から暴力団等の排除する措置を推進するため、甲及び乙は、この特約条項を締結するものであり、この特約条項はこれが添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなす。

(誓約書の提出)

第2条 乙及び藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙が取りまとめて甲に提出しなければならない。ただし、乙及び下請負人等が暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び甲が必要でないと判断した場合にはこの限りでない。

(暴力団排除に伴う本契約の解除)

第3条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この本契約を解除する。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この本契約を解除する。

3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除したときは、違約金として契約代金の100分の5に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、委託金額の100分の5に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 前2項の場合において、乙が賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。